

令和4年4月22日

ワンニャンハウス株式会社 御中

〒233-0002

横浜市港南区上大岡西1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー5階

特定非営利活動法人消費者支援かながわ

TEL045-349-9729/FAX045-349-9267

理事長 武井 共夫



申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども消費者支援かながわ（以下、「当法人」と言います。）は、県内の消費者問題に取り組む諸団体、消費生活相談員、弁護士、司法書士らにより構成される、不特定多数の消費者の利益保護のために活動している消費者団体です。

また、当法人は、2018年8月3日、消費者契約法13条に基づく内閣総理大臣による適格消費者団体の認定を受けており、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し差止請求訴訟を提起しうる団体でもあります。

当法人において、貴社の「ペット売買契約書」を調査・検討した結果、問題があると考えられる条項が認められましたので、別紙のとおり申入れいたします。

つきましては、本書面到達後1ヶ月以内を目途に、ご回答を書面にて当法人までご送付いただけますよう、お願い申し上げます。

なお、本申入れは、消費者基本法8条の「消費者団体」による「消費者の被害の防止及び救済のための活動」、「消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動」を根拠とするものでもあり、事業者である貴社にもこれにご回答いただく責務（同法5条等）がありますことを念のため申し添えいたします。

また、貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法27条に基づき、当法人において公表することがありますので、ご了承いただきたくお願い申し上げます。

敬具

<別 紙>

第1 申入れ事項

1 表題部分

(1) 申入れの対象

本日は仔犬・仔猫をご購入いただきまして誠にありがとうございます。
ワンちゃんネコちゃんは他の商品と異なり「生き物」とであるという特殊性をご理解下さい。従って当店では理由の如何に係わらず「返品」「返金」「交換」は一切お断りいたします。当店では下記の保証以外の瑕疵担保責任は一切負いません。

(2) 申入れの趣旨

表題部分のうち、上記下線部分の削除ないし修正を求めます。

(3) 申入れの理由

上記下線部分は、理由の如何にかかわらず返品等をしないと、かつ、「下記の保証以外の瑕疵担保責任は一切負いません」としています。

ここでいう「下記の保証」については後述しますが、表題部分と「下記の保証」の内容を合わせて読むと、要するに、本件契約書は、一定の場合にのみ同価格程度の犬・猫との代替保証を認めるほかは、契約不適合責任（改正前民法が適用される場合においては瑕疵担保責任）に基づく追完請求権、代金減額請求権、契約解除権の行使及び損害賠償請求権の行使を一切認めないというものです。

このうち、まず、追完請求権・代金減額請求権の制限については、改正民法（2020年4月1日施行）562条は、「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる」と定め、また、同563条は「前条第一項本文に規定する場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる」と定めており、代替物の引渡し等の追完請求権・代金減額請求権を認めているのに対し、本件契約書は消費者のかかる追完請求権・代金減額請求権の行使を制限するものであり、民法の規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し、かつ、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法10条により無効です。

また、契約解除権の行使を一切認めていない点については、貴社の債務不履行（契約不適合）により生じた消費者の解除権を放棄させるものであり、消費者契約法8条の2によって無効です。

さらに、損害賠償請求権の行使を一切認めていない点については、貴社の債務不履行（契約不適合）により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除するものであり、消費者契約法8条1項1号により無効です。

よって、本件表題の上記下線部分について、消費者契約法の趣旨にしたがって削除ないし修正することを求めます。

2 各論部分①

(1) 申入れの対象

①当店では以下のA. B. Cに限りペットの保証を行っております。

A 病死の場合

適切なワクチン接種を実施していたのにも関わらず、ご購入日より20日以内に病死した場合は1回に限り同価格程度の犬（猫）と代替保証いたします。（ただし、獣医師の診断書が必要です。）

B 先天性障害の場合

ご購入日より1ヶ月以内に飼育上重大な支障をきたす先天性障害があった場合、獣医師の診断書に基づき1回に限り同価格程度の犬（猫）と代替保証します。ただし幼少期治療が必要か判断が付きにくい生体や成長過程で判断する症状（陰嚕丸・ヘルニア・股関節形成不全・てんかん・膝蓋骨脱臼・その他）は保証することはできません。

C 門脈シャント、猫伝染性腹膜炎（FIP）の場合

ご購入日より3ヶ月以内に門脈シャント、猫伝染性腹膜炎（FIP）の発病があった場合、獣医師の診断書に基づき1回に限り同価格程度の犬（猫）と代替保証いたします。

(2) 申入れの趣旨

①の修正又は削除を求めます。

(3) 申入れの理由

ア ①柱書について

この規定は、貴社の債務不履行（契約不適合）責任をA B Cの場合に限ることとし、それ以外の場合を一律に免除しています。貴社が債務不履行（契約不適合）責任を負う場合において消費者の損害賠償請求権の行使を制限する点で消費者契約法8条1項1号により無効であり、契約解除権を放棄させるものである点では消費者契約法8条の2によっても無効です。

さらに、買主の追完請求権を放棄させるものである点では、民法の規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し、かつ、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法10条によっても無効です。

イ ①Aについて

この規定は、①の柱書及び「下記の保証以外の瑕疵担保責任は一切負いません」などとする表題部分と合わせて読むと、貴社の債務不履行（契約不適合）によってペットが病死した場合について損害賠償請求権の行使を一切認めておらず、この点で消費者契約法8条1項1号により無効です。

また、この規定は、同様に表題部分及び①の柱書と合わせて読むと、貴社の債務不履行（契約不適合）によってペットが病死した場合の契約解除権を放棄させるものであり、この点で消費者契約法8条の2によっても無効です。

さらに、目的物の種類・品質が契約の内容に適合しない場合の買主の追完請求権行使の期間について、民法では、適合しない旨を1年以内に通知

しなければならないとはするものの、権利行使期間や権利行使可能な回数については制限を定めていないところ、この規定は、代替保証を購入日より20日以内と短期間に制限し、かつ、1回限りという回数制限をも設けており、この点で民法の規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し、かつ、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法10条によっても無効です。

イ ④Bについて

この規定は、ペットの先天性障害の場合について、④Aと同様、表題部分及び④の柱書と合わせて読むと、貴社の債務不履行（契約不適合）による場合の損害賠償請求権の行使を一切認めておらず、消費者契約法8条1項1号により無効です。

また、表題部分と合わせて読むと、貴社の債務不履行（契約不適合）による場合の契約解除権の行使を一切認めておらず、消費者契約法8条の2によって無効です。

同様に、代替保証を購入日より1ヶ月以内と短期間に制限する旨定めており、かつ、1回限りという回数制限をも設けている点、あるいは、「幼少期治療が必要か判断がつきにくい生体や成長過程で判断する症状（陰嚢丸・ヘルニア・股関節形成不全・てんかん・膝蓋骨脱臼・その他）は保証することはできません」として陰嚢丸・ヘルニア等の場合は1回の交換も認めない点で、民法の規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し、かつ、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法10条により無効です。

ウ ④Cについて

この規定は、門脈シャント等の場合について、④A、Bと同様、表題部分及び④の柱書と合わせて読むと、貴社の債務不履行（契約不適合）による場合の損害賠償請求権の行使を認めておらず、消費者契約法8条1項1号により無効です。

また、表題部分と合わせて読むと、貴社の債務不履行（契約不適合）による場合の契約解除権の行使を一切認めておらず、消費者契約法8条の2によって無効です。

同様に、代替保証を購入日より3ヶ月以内と短期間に制限する旨定めており、かつ、1回限りという回数制限をも設けている点で、民法の規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し、かつ、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法10条により無効です。

エ よって、①の上記各下線部分について、消費者契約法の趣旨にしたがって削除ないし修正することを求めます。

3 各論部分②

(1) 申入れの対象

②「生き物」という商品の特殊性

1. 生き物である以上些細なことでも怪我、病気になる場合があります

- し思考力もありますのでストレスも感じます。
2. 体の強い仔もいれば弱い仔もいます。従って、将来の健康状態をお約束することはできません。
 3. たとえ仔犬、仔猫の為に飼い主様が行った行為でも悪い結果になることもあります。
 4. 以上のことにより極近い将来の健康状態でさえお約束はできません。

(2) 申入れの趣旨

②のうち、上記下線部分の削除ないし修正を求めます。

(3) 申入れの理由

この規定は、「下記の保証以外の瑕疵担保責任は一切負いません」などとする表題部分と合わせて読むと、引渡後にペットの健康状態が不良であることが発覚した場合について、貴社に債務不履行責任（契約不適合責任）が認められるときも損害賠償請求権、契約解除権、追完請求権の各行使を認めないとするものであるように読めます。そうだとすれば、消費者契約法8条1項1号、8条の2、10条により無効です。

よって、②の上記下線部分について、消費者契約法の趣旨にしたがって削除ないし修正することを求めます。

4 各論部分③

(1) 申入れの対象

- ③下記の事項につきましては保証の適用ではありません。
-
4. 第三者に生体を譲渡した場合
-
6. 獣医師が作成した、明らかに当店が起因となる疾病と証明した診断書ならびに治療明細書の提出がない場合
7. 診断書代金・飼育費・用品代・交通費・人件費・美容代・ワクチン代・埋葬費等の諸経費
-
10. 犬（猫）の病気が人や他のペットに伝染した場合に生じた治療費などの損害の賠償

(2) 申入れの趣旨

③の4, 6, 7, 10の削除ないし修正を求めます。

(3) 申入れの理由

ア まず、以下の③の4, 6, 7はいずれも消費者契約法8条1項1号により無効です。

「4」については、現に消費者に貴社の債務不履行（契約不適合）による損害が発生している場合には、消費者が第三者にペットを譲渡したとし

ても、それによって売主である貴社が買主である消費者に対する債務不履行責任（契約不適合責任）を免れることにはなりません。

「6」については、消費者側が獣医師の診断書等の提出をしなかったとしても、それはあくまで立証の問題であり、客観的に貴社に帰責事由がある場合には貴社の損害賠償責任の全部を免除することは許されません。

「7」については、診断書代金等の諸経費について、一律に貴社の契約不適合責任の全部を免除することはできません。

イ 次に、ペットの病気が人や他のペットに伝染した場合に生じた治療費等の損害は、いわゆる特別損害にあたると考えられますが、③「10」の規定は、貴社に故意又は重大な過失が認められる場合であっても貴社の損害賠償責任を免除しており、この点で消費者契約法8条1項2号により無効です。

ウ よって、③の4、6、7、10は削除するか、あるいは、貴社に何ら帰責事由がない場合に限る趣旨であることを明示するなどして、消費者契約法の趣旨にしたがって修正することを求めます。

5 各論部分④

(1) 申入れの対象

④飼育者の義務

- ・正しい飼育の施行
- ・飼育開始後約一週間目の健康診断と検便
- ……

※仔犬、仔猫の腸内には細菌類（良い菌悪い菌含めて）寄生虫はいるものとご理解ください。……お迎え後、細菌類や寄生虫が発見された場合でもその治療費はお客様のご負担とさせていただきます。ご了承ください。

(2) 申入れの趣旨

④のうち、上記下線部分の削除ないし修正を求めます。

(3) 申入れの理由

この規定は、貴社の債務不履行（契約不適合）によって生じた損害（治療費）についても貴社の損害賠償責任の全部を免除するものであり、この点で消費者契約法8条1項1号により無効です。

よって、④の上記下線部分について、消費者契約法の趣旨にしたがって削除ないし修正することを求めます。

6 「お願いと注意事項」

(1) 申入れの対象

⑧仔犬・仔猫は一般の商品と異なり「生き物」ですので、返却・返金・交換は一切お断りいたします。

(2) 申入れの趣旨

⑧の削除ないし修正を求めます。

(3) 申入れの理由

この規定は、貴社の債務不履行により生じた損害であるか否かを問わず、返却・返金・交換は「一切」認めないとして、契約不適合責任に基づく追完請求権を認めず、かつ、契約解除権の行使及び損害賠償請求権の行使を一切認めないというものであり、1記載の「表題部分」と同様の問題があります。

すなわち、追完請求権の制限については、民法の規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し、かつ、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法10条により無効であり、契約解除権の行使を一切認めていない点については、貴社の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させるものとして消費者契約法8条の2によって無効であり、さらに、損害賠償請求権の行使を一切認めていない点については、貴社の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除するものであり、消費者契約法8条1項1号により無効です。

よって、⑧について、消費者契約法の趣旨にしたがって削除ないし修正することを求めます。

以上

